

高知県原子力災害対策行動計画の概要

策定の目的

【現状】

- ▶ 本県は、伊方発電所から最も近い県境までの距離が約45km
- ▶ 伊方発電所で原子力災害が発生すれば、県民生活や県内産業への大きな影響が予想

【そのために…】

- ▶ 事前対策、応急対策及び復旧対策を確実に実行するため、県や関係機関が実施すべき具体的な行動を定める

計画の位置付け

高知県地域防災計画

- ▶ 「火災及び事故災害対策編」に「原子力事故災害対策」の章を新設（平成24年12月）
 1. 予防対策 ～ 原子力災害発生前に実施する事項
 2. 応急対策 ～ 原子力災害発生時に実施する事項
 3. 復旧対策 ～ 事態が収束した場合に実施する事項
- ▶ 原子力災害対策に関する基本方針を規定

高知県原子力災害対策行動計画

- ▶ 原子力災害対策特別措置法（原災法）、防災基本計画及び原子力災害対策指針（指針）に基づき、県や関係機関が実施すべき具体的な行動を定めた計画
- ▶ 本計画に定めのない事項は、高知県地域防災計画（一般対策編、火災及び事故災害対策編）による

構成とポイント

構成

- 第1章 総則 ～ 計画策定の背景と本県を取りまく状況
- 第2章 原子力災害対策の基本的考え方と事前の対策
- 第3章 原子力災害発生時の対応 ～ 被害の軽減と早期復旧に向けて

フェーズの設定

フェーズ	配備基準	配備体制
フェーズ0	「警戒事態」の発生等 (発電所の周囲で震度5弱以上の地震等)	情報収集体制
フェーズ1	「施設敷地緊急事態」(注1)の発生 (原子炉冷却材(冷却水)の漏えい等)	厳重警戒体制
フェーズ2	「全面緊急事態」(注2)の発生等 (発電所敷地の境界付近等で5 μ SV/h以上を検出等)	災害対策本部体制
フェーズ3	ブルームが本県を通過することが見込まれたとき等 (SPEEDIによる放射性物質の拡散予測結果等)	災害対策本部体制 (フェーズ2の体制を増強)
復旧対策	応急対策が完了した後に移行 (復旧対策が必要になると知事が判断したとき)	災害対策本部体制

注1 指針に示された原子力施設の緊急事態区分（原災法10条の通報すべき基準等）

注2 指針に示された原子力施設の緊急事態区分（原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準等）

ポイント

- **事前対策**
 - ・ 緊急時のモニタリング計画を策定 ・ 安定ヨウ素剤の備蓄・管理を検討
 - ・ 初期被ばく医療が実施できる体制を整備
 - ・ 県産品等の検査体制を整備し、検査対象品目をあらかじめ整理
- **原子力災害発生時の対応**
 - 【フェーズ1】～ 愛媛県の災害対策本部に情報連絡要員を派遣
緊急時モニタリングや安定ヨウ素剤の配布等の事前準備
 - 【フェーズ2】～ 屋内退避や一時移転の準備等を市町村に要請
モニタリングを開始し、国の指示等に基づき安定ヨウ素剤を配布
保健医療に関する人員や資機材等を確保し、相談窓口を設置
県外等からの避難者の受け入れや避難者の生活支援等を実施
 - 【フェーズ3】～ 屋内退避等の防護措置の実施を市町村に要請
保健医療活動を実施し、相談窓口の対応や避難者の受け入れを継続
農林水産物や海洋深層水等の検査を実施し、県産品や観光地の安全性を情報発信